

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
- 4 子育てに関する多様な支援の充実

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	就職指導の充実	9 1
2	学卒者の職業訓練の実施	9 1
3	県内就職の促進	9 1

基本理念 Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策 4 子育てに関する多様な支援の充実

施策 ① 切れ目ない相談・支援体制づくり

施策の目的

- ◇ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実を図る。

現状と課題

- 妊娠、出産、子育ては、若い世代にとって大きな喜びである一方、子どもが生まれる前も後も不安や悩みは尽きません。また、核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から支援や協力を得ることも難しくなっている状況です。
- 次の世代が健やかに育っていくためには、妊娠・出産・子育てを当事者だけの問題にするのではなく、地域や社会が寄り添い、地域ぐるみで切れ目なく支えていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 県内全域において妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を行うため、全市町村に総合相談窓口を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談・支援体制をつくります。
- ✓ 地域の実情に応じて結婚・出産・子育てをトータルで支援する市町村の取組を支援します。
- ✓ 結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	切れ目ない相談・支援体制づくりの推進	9 2
2	しまね結婚・子育て市町村交付金事業	9 2
3	結婚・子育て等に関する情報提供の充実	9 2

施策② 親子の交流や相談の場の充実

施策の目的

- ☆ 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して子育てができる環境の整備を図る。

現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」によると、子育ての負担や不安を「非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が7割を超えています。
- 子育てに不安感や負担感を感じている保護者が多いことから、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくりを進める必要があります。
- 核家族化、地域社会における結びつきの希薄化により、特に在宅で子育てをしている家庭においては、日常的な支援窓口がまだ充分ではなく、また、外国人の定住化や家族形成などに伴い、教育・保育施設等においても外国人子育て家庭の利用や子育て支援のニーズが増加していることなどから、全ての子育て家庭が身近に利用できる相談窓口や子育てに関する情報提供を行っていく必要があります。
- 子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用し、子育てへの不安感や負担感を解消できるよう、助言・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進していきます。
- ✓ 全ての子育て家庭や妊産婦が身近なところで相談・指導・情報提供を受けられることができるよう、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりをおこなうとともに、保護者等が施設・事業等を円滑に利用できるための支援を行っていきます。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	地域の子育て支援機能の充実	9 2
2	子どもと家庭電話相談室の設置	9 2
3	外国人子育て家庭や妊産婦への支援の推進	9 3

施策 ③ 教育・保育等の提供体制の確保・充実

施策の目的

- ◇ 地域の教育・保育ニーズに対応した施設の確保や中山間地域における子育て拠点を積極的に支援し、教育・保育等の提供体制の確保・充実を図る。

現状と課題

- 一部の市町村において保育所入所待機児童が生じていることから、待機児童解消のため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 中山間地域等においては、子どもの数の減少等により、保育所の維持が困難な状況が発生しています。また、県全体としても、市町村が実施したニーズ調査結果によると、今後、幼稚園・保育所等を利用する児童は減少していくことが見込まれます。このため、各々の地域の状況に応じた教育・保育、子どもの健やかな育ちが実現できるよう、子育て環境づくりを積極的に支援していく必要があります。
- 質の高い教育・保育、地域型保育事業の提供にあたって基本となるのは人材であるため、幼稚園教諭、保育士等の確保及び養成を総合的に推進していくとともに、研修の充実等による教育・保育に従事する者の専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。
- 就労形態の多様化に伴い、様々な保育ニーズへ対応するために地域子ども・子育て支援事業を充実していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 本計画に定める区域ごとに、ニーズに対応した認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等の定員数（受入れ児童数）の確保を市町村と連携して推進するとともに、運営費の助成を実施します。
- ✓ 地域の子どもは地域で育てるという考えのもと、過疎地域においても保育所等の子育て支援の拠点となる施設が継続できるよう、運営費の助成を実施します。
- ✓ 多様なニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、国基準を満たすことができない小規模な事業に対しても経費の一部を補助することで、中山間地域等における子育て支援の充実を図ります。
- ✓ 保育士養成施設の学生への修学資金・家賃等の貸与や就職相談会の開催、保育士バンクを活用した潜在保育士の就職支援等により保育士の確保に努めます。
- ✓ 教育・保育等の質の向上のため、幼稚園教諭、保育士等、子育て支援に係る者の専門性を高める等、資質の向上のための研修の充実を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保	9 3
2	認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援	9 3
3	教育・保育等に従事する者の確保	9 3
4	教育・保育等に従事する者の質の向上	9 4
5	多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	9 4
6	教育・保育の情報の公表	9 4

施策 ④ 総合的な放課後児童対策の推進

施策の目的

- ☆ 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ等を支援し、児童の健全な育成を図る。

現状と課題

- 子育てをしながら働く女性が多い本県においては、子育て支援策を充実し、仕事と子育ての両立を図ることは喫緊の課題であり、中でも、放課後児童クラブの支援の充実は極めて重要です。
- 放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、待機児童も発生していることから、小学校の余裕教室の活用等により、地域のニーズに対応した放課後児童クラブの受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 放課後児童クラブに勤務する「放課後児童支援員」は、現在、教員・保育士を退職した方などに大部分を依存しており、放課後児童支援員が不足しています。
- 放課後児童クラブの運営を担うもの（法人）についても、地域のボランティア人材や社会福祉法人などの一部のものや団体に頼っている状況であり、新たな放課後児童クラブの立ち上げを担う人材や法人が不足しています。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、教育委員会と福祉部局が連携のもと、新・放課後子ども総合プランに基づく取組を円滑に進めるため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の合同研修の充実等により指導に従事する者の資質の向上を図る必要があります。

施策の方向性

- ✓ 放課後児童クラブの利用時間の延長や待機児童解消等に向けた支援の充実を図ります。
- ✓ 放課後児童支援員の認定資格研修等により、放課後児童クラブに従事する者の確保及び質の向上に努めます。

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
 - 4 子育てに関する多様な支援の充実

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	放課後児童健全育成の推進	94
2	放課後児童健全育成に従事する者の確保及び資質の向上	95
3	放課後児童健全育成の受入支援	95
4	地域社会で子どもが心安らぐ放課後や休日の環境づくり	95

施策 ⑤ 経済的負担への対応

施策の目的

- ◇ 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等の医療費の自己負担の軽減や特定不妊治療費の助成等、子育てに関する経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

現状と課題

- 島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）によると、「理想の子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」に差が生じていますが、その理由は「子どもを育てるのにお金がかかる」が最も多くなっています。〔P7：表1、図9参照〕
- また、「子育て環境の整備のために行政に期待する施策」としては、「子育てに伴う経済的負担を軽くする」（74.9%）が最も多くなっています。経済的負担の軽減で期待されているのは、「教育費」（56.1%）、「保育料」（13.1%）が上位となっていることから、これらの経済的負担の軽減を図る施策を実施していく必要があります。
- 経済的負担の軽減は全国的な課題であり、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの抜本的な取組が必要ですが、県では、幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児の保育料の軽減や医療費の助成など、独自の軽減策を行っています。
- 乳幼児等医療費の助成については、就学前までの幼児等の入通院等に対する助成事業を全市町村で実施しています。
- 子どもを産み育てたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定の不妊治療費（体外受精・顕微授精）に対する助成を行っています。
- 技能習得や就学に際しては、生活福祉資金貸付制度や奨学金制度を積極的にPRし、利用の促進を図る必要があります。

施策の方向性

- ✓ 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等医療費の自己負担軽減を行うことで、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。
- ✓ 特定の不妊治療費（体外受精・顕微授精）に対する助成を行い、子どもを産み育てたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

- ✓ 高校生等に対する奨学金の貸し付け、教育費に充てるための給付金の支給等を通して教育費の経済的負担に対応するとともに、教育の機会均等を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	児童手当の給付	9 5
2	保育料の軽減	9 5
3	子どもの医療費負担の軽減	9 5
4	特定不妊治療費の助成	9 5
5	生活福祉資金の貸付	9 6
6	奨学のための給付金の給付	9 6
7	島根県高等学校等奨学金の貸付	9 6
8	生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資	9 6

基本施策 5 子どもを守り育てる仕組みづくり

施策 ① 人権が尊重される社会の実現

施策の目的

- ◇ 全ての子どもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図る。

現状と課題

- いじめや不登校、経済的困難など、子どもたちを取り巻く様々な課題に対し、子どもに関わる全ての人々の人権感覚・意識の向上を図るとともに、子どもたちの実態とその背景に目を向け、深い子ども理解に立って、組織的な支援体制整備の推進、相談体制の充実や経済的負担の軽減を図る必要があります。
- 子どもたちの今の学びを保障し、生きる力を育むという「進路保障」の理念に基づき、発達段階に即した人権教育を推進することで、子どもたちの人権感覚や自他を大切にす意識・意欲・態度を高める必要があります。
- 児童虐待問題の深刻化、障がいのある子どもへの差別、ひとり親家庭等の子どもに対する偏見や差別等の問題を解決するためには、県民自らが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重に向けて主体的に取り組む気運を醸成する必要があります。
- ひとり親家庭等を取り巻く地域社会の中で周囲の理解不足による孤立、就職に対する社会の無理解、住宅確保の困難等の問題を解消するために、国及び関係機関と連携し、地域社会や事業主等への普及啓発を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 学校教育においては、教職員の人権感覚を高め、子どもたちの学ぶ権利が保障された教育現場を実現することで、一人ひとりの子どもが「私は大切にされている」と実感できる学校づくりを目指します。また、「進路保障」を柱とした人権教育を発達段階に即して推進することにより、子どもたちの人権感覚の涵養を図り、生きる力を醸成し、主体的に行動できる実践力の育成を目指します。
- ✓ 社会教育においては、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、人権問題に関する多様な学習機会の充実を通して、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。その中で、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において、態度や行動にあらわれるような人権意識を養っていくことを目指します。
- ✓ 障がいのある者やひとり親家庭等に対する差別が解消され、児童の生命に対する固有の権利が保障され、教育を受ける権利等が差別なしに尊重され、確保される社会の実現を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	人権教育・啓発の推進	9 6
2	職員研修の充実	9 7

施 策 ② 子どもと家庭の相談体制の強化

施策の目的

- ◇ 子どもたちを守るとともに、健やかな成長を保障するために相談体制の充実・強化を図る。

現状と課題

- 妊娠や出産、育児に悩む方が気軽に相談できるような相談窓口の設置や、適切に支援機関につながる取組を強化していく必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会は全市町村に設置されていますが、構成機関相互の役割分担や連携、調整機関の機能強化により、協議会をより効果的に活用し、養育支援を必要とする子どもや家庭に適切に支援ができる体制をつくる必要があります。
- 子どもや家庭に関する問題が、複雑化、困難化している中、児童相談所の役割がますます大きくなっており、適切な対応を行うためには、人員の確保や専門性の向上など児童相談所の体制強化を図る必要があります。
- 障がいの診断のつかない子どもへの支援が難しい状況にあることから、関係機関が連携を密にして支援の取組を進めていく必要があります。
- 障がいがあるなど特別な支援が必要な子どもに対して、地域における保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施することができるよう体制を整備していく必要があります。

- 特別支援学校のセンター的機能における保育所・幼稚園から高等学校までの相談件数は増加しており、多様な相談に対応しています。今後も幅広い相談のニーズに対応していく必要があります。
- 就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を推進するとともに、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、就業支援を中心として、子育て・生活支援、経済的支援、養育費確保・面会交流の支援などを含む総合的な支援が必要となっています。このため、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や支援施策・取り組みについての分かりやすい情報提供を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 市町村の児童相談体制の強化を支援するとともに、児童相談所の専門性を高め、市町村をはじめ児童委員や特別支援学校のセンター的機能等の関係機関と連携しながら、子どもと家庭の相談に適切に対応できる体制を充実させます。
- ✓ 障がいのある児童又は心の問題を抱える児童がいる家庭が安心して地域生活を送ることができるよう相談支援体制の充実を図ります。
- ✓ 市町村が配置するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携を行い、相談体制の充実を図ります。
- ✓ ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員による総合的な相談や、島根県母子・父子福祉センターによる各種相談の充実を図ります。
- ✓ ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、市町村、関係機関と連携した相談支援体制の充実や支援施策・取り組みについて分かりやすい情報提供などを行い、総合的な支援を行います。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	乳児家庭に対する支援の充実	97
2	市町村児童相談体制の強化支援	97
3	児童相談所の専門性の向上	97
4	障がい児やその家族に対する相談・情報提供体制の充実	98
5	心の問題を抱える子どもや家庭に対する相談支援体制の充実	98
6	障がい児やその家族等に対する専門的な相談・療育指導体制の充実	98
7	特別支援学校センター的機能の充実	98
8	ひとり親家庭等への相談支援体制の充実	98

施策 ③ 児童虐待防止対策の充実強化

施策の目的

- ◇ 児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援と各段階で切れ目ない総合的な支援を行う。

現状と課題

- 県内の児童虐待相談（認定件数）は増減を繰り返しているものの、依然として高い数値で推移しています。平成 30 年度は児童虐待に対する社会的意識の高まり、関係機関との連携強化等により大幅に増加しています。
- 児童虐待の種別としては、心理的虐待が最も多く、虐待者で最も多いのは実母となっています。
- 児童虐待の未然防止や早期発見のためには、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業による支援等を行い、必要に応じて児童家庭相談の窓口や要保護児童対策協議会につなげることが重要です。
- 児童虐待の発生や深刻化を予防するためには、妊娠期から、気になるレベルで早期に適切な支援を行うなど、妊娠・出産・子育てに関して相談しやすい体制を充実する必要があります。
- 市町村で実施する乳幼児健康診査や予防接種などは、子どもの健康状態を確認でき、母親等の育児相談にも応じられる機会であることから、健康診査未受診等の家庭については、関係機関の連携により適切に子どもの状況把握等を行う必要があります。
- 児童虐待について早期に適切に対応するためには、市町村、児童相談所、保健所、学校、警察、医療機関などの関係機関がより一層、連携強化し、虐待の予防から早期発見・早期対応、親子の再統合、自立支援に向けた取組を強化する必要があります。
- 児童虐待の早期発見のためには、引き続き、通告の義務や通告先、相談窓口などについて広く県民に周知し、虐待防止に取り組む機運の醸成を図る必要があります。
- 児童虐待による死亡事案等、重大事案が起こった場合には検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援する必要があります。

施策の方向性

- ✓ 虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援の各段階において、保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、切れ目ない支援を行い、子どもを虐待から守る地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	養育支援訪問事業	98
2	母子生活支援施設・児童相談所との連携	99
3	児童虐待の早期発見・早期対応のための機能強化	99
4	子どもを虐待から守る意識の啓発	99

施策 ④ 社会的養育の充実・強化

施策の目的

◇ 社会的養育体制の質・量の拡充を図る。

現状と課題

- 平成29年8月、平成28年の改正児童福祉法を受けた「新しい社会的養育ビジョン」において、「子どもの家庭養育優先原則」が明記されました。この中で、国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされました。そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」である小規模かつ地域分散化された児童養護施設等で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されました。
- 県内の社会的養育の状況は、里親委託率が全国的に比べると高いものの、児童養護施設等での養護の比率は、社会的養育全体の77%と4分の3以上を占めています。今後、少子高齢化による人口減少の中でも、県内の社会的養育が必要となる児童（以下、「社会的養育児童」という。）数は一定程度存在することが見込まれることから、県としても社会的養育の充実を図る必要があります。
- 社会的養育児童には、虐待を受けたり、発達障がい、知的障がい、情緒障がい等のある子どもが増えてきており、子どもの特性に応じた専門的ケアの充実及び、それを提供する人材の確保が必要になっています。
- 虐待のリスクの高い「予期せぬ妊娠等」については、市町村や医療機関との連携により里親や養子縁組の制度周知をすることも必要です。
- 家族機能の回復が進まず、つながりが希薄なまま、施設入所や里親委託が長引くことが少なくありません。また、社会的養育児童数の増加は、家庭や地域の養育力の低下が原因であると指摘される中、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える体制を構築する必要があります。
- 家族から離れて暮らす社会的養育児童にとって、施設や里親等は、安全で安心な生活の場である事が大切です。

Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
5 子どもを守り育てる仕組みづくり

- 社会的養育児童が社会において自立していけるように、入所中から退所後も、適切な援助を行う必要があります。
- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 児童養護施設等の本体施設定員を減らして小規模化を進めるとともに、地域小規模児童養護施設を設置し、地域分散化を図ります。また、家庭養護を推進するために、里親登録者を増やすとともにファミリーホームでの適切な受け入れ規模を確保し、里親委託の増進を図ります。
- ✓ 虐待を受けた子どもや障がいがある子どもなど、その特性に応じた個別対応が必要な子どもに対し、専門的ケアの充実を図ります。併せて、施設の小規模化に対応した人員を配置し、子どもの発達段階に応じたケアを行える人材を養成します。
- ✓ 家族機能の回復を図り、家庭復帰を進め、併せて、復帰後のケアを実施します。また、施設や里親の子育てに関する専門的知識・スキルを活かして、育児に不安を抱える保護者への支援や、市町村が実施する子育て短期支援事業への支援など、地域の子育て支援の拠点となるような取組を行います。
- ✓ 被措置児童の虐待防止及び虐待が発生した場合の早期発見・早期対応及び再発防止策のシステム化を実施します。
- ✓ 社会的養育児童の職業観・勤労観を育成し、幅広い職業選択が図れるようにするとともに、施設退所後の就労や社会生活等が円滑かつ安定したものとなるような体制づくりを支援します。
- ✓ ひとり親家庭、DV被害の母子、経済的に困窮している母子等の生活の安定や経済的な自立及び子どもの心身の健やかな成長を支援するため、母子・父子自立支援員による総合的な相談の充実を図ります。併せて、関係機関との連携、母子生活支援施設の活用等の支援を実施します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	里親委託等の推進	99
2	小規模グループケア等の設置・運営への支援	100
3	母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）	100



基本施策 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

施策 ① 障がい児への支援の推進

施策の目的

- ◇ 市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的かつ広域的観点からの支援を行うとともに、インクルーシブ教育システム^{注1)}構築のための特別支援教育の充実を図る等、総合的な取組を進める。

現状と課題

- 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制を構築していく必要があります。
- 医療的ケアが必要な障がい児や、発達障がい等のある障がい児への支援について、各教育機関において特別支援教育体制の整備が進み、各校種で連携した支援が実施されるようになってきているものの、学校間等の引継ぎや関係機関との連携を推進する必要があります。
- 特別支援学校において、職業教育として外部人材を活用した進路学習の充実、キャリア教育の推進、就業支援として進路開拓や関係機関との連携に取り組んでいるが、知的障がい特別支援学校高等部の生徒の増加や障がいの重度・多様化に伴い、現場実習先や職場開拓の拡充を行う必要があります。

施策の方向性

- ✓ 障がいの早期発見から療育、教育、就労等のライフサイクル全般において、関係機関の連絡協力による体制を整備し、障がい児に対する適切な住宅サービスや経済的支援や一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行います。
- ✓ 様々な障がいの特性や必要な配慮に関する理解の促進を図り、障がい児が暮らしやすい地域づくりを進めます。
- ✓ 医療的ケアが必要な障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を推進するなど、支援体制の充実を図ります。
- ✓ 発達障がいについては、発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村を中心とした地域体制の整備、中核となる人材の育成、発達障がいに関する啓発や情報提供等を行い支援の充実を図ります。
- ✓ 障がい児一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた適切な教育的対応を図ります。
- ✓ 学校においては、関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成・活用を進めます。
- ✓ 障がい児一人ひとりの自立と社会参加を目指し、関係機関との連携を深め、職業教育や就業支援の充実を図ります。

注1) インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
 - 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進	100
2	障がい児在宅サービスの充実	100
3	障がい児への経済的支援	100
4	発達障がい児支援体制の整備	101
5	高次脳機能障がい児支援体制の整備	101
6	極めて重度の障がい児への支援	101
7	特別支援学校における放課後健全育成の推進	101
8	放課後児童クラブの障がい児受入れ推進	101
9	特別支援教育体制の総合的な推進	101
10	特別支援学校の進路開拓	101
11	障がい児等保育対策	101

施策② ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策の目的

- ◇ ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等、総合的な自立支援を推進する。

現状と課題

- ひとり親家庭等の自立の促進と生活の安定を図るためには、就業支援を中心として、子育て・生活支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策を実施していく必要があります。
- 平成25年まで増加傾向にあった県内のひとり親家庭等の世帯数は平成30年に減少傾向となりましたが、就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱える状況に変わりはないため、ひとり親家庭等の自立を促進していく必要があります。〔P10：図15〕
- ひとり親等が抱える様々な困り事の上位に、子どもの進学や就職などがあります。
- ひとり親等本人の年間就労収入は低く、母子家庭のみならず父子家庭も経済的に厳しい状況に置かれています。また、ひとり親等の多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分であることや、就業の希望も様々であることから、個々のひとり親家庭等の置かれた状況に応じたきめ細かな就業支援を行っていく必要があります。
- 子どもの進学や就職への悩みを抱えるひとり親等が多いことから、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、学習支援等のひとり親家庭等の児童を対象とした支援の拡充を行っていく必要があります。

- 協議離婚の際に父母が定める事項である「養育費の分担」と「面会交流」については、その取り決め・履行が十分に進んでいない現状があります。
- ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせることで総合的な相談・支援を行う必要があります。また、相談窓口や支援策を知らないために、必要な支援が受けられないことがないように、相談窓口や支援策を周知していく必要があります。
- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担うひとり親家庭等の生活の安定を図り、経済的な自立に向けた支援を行うとともに、子どもが心身ともに健やかな成長をしていくため、子育て・生活支援や、就業支援、養育費確保・面会交流の支援及び経済的支援等を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに応じた自立支援を行います。
- ✓ 仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進します。また、安心・安全な生活を営むことができるよう、入居債務保証支援事業を活用し、社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行います。
- ✓ 各種職業訓練や就業支援給付金について広く周知するほか、市町村、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等と連携し、巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用を図ります。また、より安定的な雇用や収入を確保することで経済的自立が図られるよう支援を行います。
- ✓ ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給及び窓口におけるプライバシー保護に配慮した相談体制を推進します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦貸付金を活用するとともに、貸付後のひとり親家庭等の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。
- ✓ 個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度につなげられるよう相談窓口や支援策について分かりやすい方法で周知を行い、各種支援の利用を促すなど適切な相談対応を行うとともに、情報共有の充実に努めます。併せて、市町村や関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。
- ✓ ひとり親家庭に対する支援制度の認知度が低く、利用状況が低調になっていることから、支援を必要とするひとり親家庭に確実に情報等が届くよう、パンフレットの配布などによる情報提供とともに、インターネットメディア等の各種広報手段の活用を図ります。
- ✓ 個々の家庭に寄り添ったきめ細やかな支援が行うことができるよう、母子・父子自立支援員、就業支援専門員その他相談関係職員に対する研修会の開催や他の機関が行う研修会への参加を促す等により、ひとり親家庭の相談に対応する職員の人材育成と専門性の向上を推進します。